

昭和二十二年九月二十二日 第二種郵便物認可
平成九年五月十日発行(毎月二十日発行)

中央労働時報

第 923 号

監修 中央労働委員会事務局

講 范

不当労働行為行政救済法理の独自性

北海道大学法学部教授 道幸哲也

東朋学園・高宮学園不当労働行為再審査事件

全国社会保険協会連合会争議

[賃上げ(寒冷地手当)]あっせん経過

最近の経済・金融情勢について

日本銀行調査統計局調査役 門間一夫

平成八年における不当労働行為事件命令の概観

中央労働委員会事務局 宮村繁明

ひろば：〈労委制度研究会④〉

記憶に残る審査指揮

元東京都地方労働委員会事務局審査担当課長 及川悌治

財団法人

労委協会

'97

不当労働行為行政救済法理の独自性

北海道大学法学部教授

道 幸 哲 也



今日は「不当労働行為行政救済法理の独自性」ということでお話をさせていただきます。

皆さんご存じのように、不当労働行為の取消訴訟において実際に取り消される事例が非常に多くなっておりまして、今は三割ぐらい取り消されています。しかも取消しの仕方とか理由に問題がないわけではありません。労働委員会の立場からしても看過できない問題であります。また、労働法学会においても集団的労働法は、正面からあまり議論されていません。せいぜい管理職組合ぐらいで、日々争われているようなことはどうも学会でも十分な検討がなされていないのです。現状ではいろんな問題があるにもかかわらず、ただ何となしに事柄が過ぎていくというのは非常に不健全なことだと思います。

自分の専門が不当労働行為ということもありまして、今まで不当労働行為について出来る限り原理的に考えていく努力をしました。もう一つは、たまたま労働委員会の委員をやつておりますから、実務的にもある程度使えるという視点から労働法理論を考えていくことを心がけてきました。今までアメリカ法との比較でアメリカのナショナル・レバー・リレーションズボーデの手続とか、救済命令の特殊性について『不当労働行為救済の法理論』

(有斐閣)で検討しました。ここで「行政救済とは何か」ということを研究したつもりです。また、最近出した『労使関係のルール』(労働旬報社)は不当労働行為の一般書、もしくは概説書ということで書いたものです。さらに『労働委員会命令の司法審査』(法律時報六五巻一〇号以下)では通常の許認可を前提とした行政訴訟の法理と労働委員会命令の取消し訴訟法理はかなり性質が違いますから、どういう点で性質が違うかということを検討したものです。

一 行政救済と司法救済

今日お話するのは行政救済の独自性についてです。実体的な不当労働行為について、どういう(より詳しくは『判例時報』三月一日「一五八九」号と三月二一日「一五九〇」号参照)観点から成否の判断をすべきかを検討します。基本的な問題関心というのは、不当労働行為事件というものは労働委員会に行く場合と、裁判所に行く場合があります。裁判所は、不当労働行為たる解雇を無効にする。これは最高裁の判例として確立しております。それから不当労働行為が不法行為になりますと損害賠償の請求を認めています。



これは団交権侵害とか団結権侵害でも認めています。また団交権については、団交に応すべき地位の確認請求を最高裁が認めておりまし、裁判所が不当労働行為に対し一定の救済をするのは、判例としてほぼ確立しています。

今まで労働法学会では裁判所で救済できるような不当労働行為法理を作らかというものが基本的な問題関心でした。したがって、例えば団交権の問題でも、団交仮処分の許否、もしくは適否というのがまさに学会の主要争点だつたわけです。そういう意味では、学会としては一定の成果は上げました。しかし裁判所に直接行くために作られた法理は裁判官が納得しやすいために、私法的な規範で説明するということになります。

そうしますと、不当労働行為理論自体が民事裁判的な基準で判断されていきます。民事裁判的な基準で判断されると、民法理論では所有権とか契約の自由という絶対的なルールがありますから、それとの調整が問題になります。実際には、行政救済法理の独自性、司法救済と比較した意味での独自性といふのは、どうしてもはつきりしなくなります。とりわけここ一〇年ぐらい民事裁判的な発想で労働委員会命令が取り消される例が多くなつてきました。つまり、学会がいろいろ苦労したのが裏目に出始めているという感じを私は持っています。

さらに民事裁判でも、例えば不当労働行為たる解雇は法律行為ですから無効だという事件もあるわけですが、最近、その理論構成自体が流動化しています。つまり不当労働行為だから無効だとか、もしくは不当労働行為だから民法九〇条を媒介して無効だとか、もしくは不当労働行為という用語を全く使わないといういろんなパターンがあります。さらに、正直いって民事的にみて不当労働行為というのはどういう意味があるか、というのを理論的にみてよく分かつていなとも思います。

実際は、不当労働行為事件というのは七割から八割が和解で処理されています。和解で処理されていることを前提に労働委員会というのを考える人は、ここで言うと当事者主義的な手続きで調整するという調整機関イメージを持ちます。もしも調整がうまくいかないと命令ということになります。命令になりますと当事者主義的で判定的役割になります。これは民事裁判的なイメージになります。他方、職権的な手続で調整的な役割というのは、これは一種の強制仲裁的なイメージなのですが、あまりありません。最後に職権的手段で判定的役割というのは、これはアメリカ的な行政委員会イメージということになります。

労働委員会のイメージとしてあり得るのは、以上の三つのパターンです。労働委員会をトータルに考えた場合のイメージがどうもはつきりしていないのが議論を混乱させているもの一つだと思います。それでは、はつきりさせられるのかという問題があるのですが、これは事実上非常に難しい。私は全体としては紛争調整機関イメージではないかと思います。通常は和解で処理されますし、手続も当事者主義的ですから。そうすると、どうしても行政委員会としてのイメージを持つということが非常に難しくなっているのではないかと思います。

私は、基本的には、これからは職権主義的な側面をどう考えるかというの大変な問題だと思います。その最大の理由は、不当労働行為を職場のルール違反行為とみるべきと考えるからです。日本の集団的労働法は団結権とか団交権とかというイメージで考へている。さらに、団結権とか団交権というのは、私的な、プライベートな権利とみなされている。これは労働委員会制度と合わない部分があるのでないか。つまり、なぜ行政が公益の観点から

つのパターンがあるのではないかと思われます。その際の視角の一つは、手続きについて、当事者主義的か職権主義的かの観点です。もう一つの視角は、役割が不当労働行為の救済であるとしても判定的か調整的かの問題です。これを組み合わせると以下のように四つのパターンというのが考えられるわけです。

労使関係に関与するか、という基本的な問題がどうもはつきりしていないのです。

私は、行政がこの問題を取扱うというのは一種の公益性があるからであり、その場合の公益性というのは職場ルールの確保と考えています。つまり、労働委員会が見ているのは、申立人たる組合だけのことではなく、非組合員や別組合を含んだ職場全体において、どういう公平なルールを作るかという点です。そういう観点から、民事裁判とは違うというのをはつきり出し得るのではないかと思うのです。

次に、それでは実際に事件処理で民事裁判とどのような違いがあるかということを考えます。第一は和解的な事件が多いということです。和解の過程で労使のいろんなことが分かりますし、特に誰が力を持つていてるかというのがよく分かります。そういう意味では、不当労働行為の成否の判断にも若干影響を与える、ということは否定できません。

一番目は組合主導型だということです。民事裁判というのは、個人の契約上、もしくは経済的な権利義務関係が中心ですから、組合が正面から出ることはありません。ところが不当労働行為の場合には専ら組合申立てし、実際は組合主導型で事件処理がされる。これは大きな違いだということです。三番目の特徴は、救済の仕方と不当労働行為の成否が連動するということです。いわゆる民事裁判的な要件事実というものがはつきりしてない。つまり、どう救済するかとの関連で、不当労働行為の成否を判断することは少なくないわけです。特に査定差別などはそういう例です。救済のあり方を考える場合に、将来的な観点を出すことも特長です。

三 職場ルール構成

次に、本題たる「行政救済法理の独自性」についてお話をしたいと思います。不当労働行為制度をどう考えるかについて、学会においては団結権保護説とか、団結権保護秩序説とか、団交重視説とかいろんな説があつたのですが行政救済との観点が稀薄でした。

これからは、団結権、団交権という言葉よりも、職場ルール的な発想でこれから考えたほうがいいのではないかと考えます。公正な労使関係ルール違反行為が不当労働行為である。つまりルール構成で考えたほうが誤解を避けやすいと考えております。

それでは、なぜルール構成にメリットがあるかと言うと、一つは、職場全体という発想と結びつきやすいからです。今まででは当該申立組合もしくは申立人ということを中心に考えたために、不当労働行為が制度全体として歪んできたのではないかと感じております。したがって、職場全体を念頭に置いたルール設定が必要であり、そのためにはルール構成のほうがいい。

二番目は、権利構成をするとどうしても意思が問題となる、つまり不当労働行為の意思があつたから駄目だ、というのに結び付きやすいのです。それに対してルールということになりますと、ルール違反というのは意思があるかどうかというのをそれほど問題にする必要性がありませんから、せいぜい救済命令のレベルで多少考えればいいだけです。少なくとも正面から問題にする必要はないということです。

第三に権利ということを言いますと、所有権とか契約の自由というのが出てくると、どうしてもそれにかなわない。団結権というのは、同じ権利でも見えにくいものですから。所有権は見えやすいですから、所有権と団結権の調整などと言つても初めからハンディ戦をやつしているようなものです。所有権と契約の自由という長い歴史のある権利にはかなわない。それよりルールと言いますと、調整原理としてはより使いやすく、私法規範、民事的な規範から自由になりやすい。この三つの観点からルール構成のほうがいいのではないかというふうに考えております。

それでは、不当労働行為というのはどういうルールかと言いますと、私は条文の構成とその後の判例を考えて大体五つのルールに要約できるのではないかと考えております。一つは、まず組合員たることを保障するというルールです。これは組合間差別、特に査定差別などでは、具体的な組合活動の正否よりは組合員たることが重視されているのではないかと考えます。

二番目は組合活動とか争議行為の保障ルールです。これは通常議論されている内容です。最初の「組合員たること」というのは七条の一號、二番目の「組合活動と争議行為の保障ルール」は七条の一號と三號に絡んでいます。

三番目は労使の合意とか慣行を尊重するルールです。労使間で作った一定の慣行というのは、その内容にもよりますが不当労働行為法上保護すべきだと考えております。

四番目は団交応諾ルールです。これは七条の二號にある通りです。

五番目は併存組合平等取扱いルールです。ただ五番目は、特殊だなという感じがしております。一番目から四番目は、組合と非組合員を原則として念頭に置いている。しかし、五番目は組合同士ですから、一番目から四番目までと性格が違うルールではないかと考えております。それ以上の検討は今後の課題ということです。

次に、現行制度自体に基本的には二つの問題があるのではないかと考えておられます。一つは、職場全体の労働条件決定システムという観点がどうしてあります。アメリカの排他的交渉代表制は、いわば職場全体つまり単位（ユニット）を前提にして考えているわけです。日本の場合はそういう発想は全くありません。不当労働行為というのは集団的労働法の中核であり、労働条件決定システムとの関係で意味を持ちますが、労働条件決定システムとの関連というのがどうもはつきりしません。つまり団結権から考えてきましたから十分に考えられていないのではないかと思います。

職場全体の観点からは組合員と非組合員を差別することも問題になります。つまり非組合員を優遇することは不当労働行為になりますが、組合員を優遇するというは、不当労働行為にはなりませんし、ほかの明文の規定にも違反しないと考えられています。しかし職場全体における公平な労働条件決定ルールの観点からは、非組合員を含んだ労働条件の決定をどう考えるかが重要です。非組合員と組合員の差別ということも検討する時期ではないかと思うのです。皆さんご存じの丸子警報器事件も出来ましたし、裁判では負けておりますが年齢差別、障害者差別という既存の差別類型以外の、公平待遇の要

請というのは非常に強まつてきております。公平待遇の要請からは、自分が非組合員につき、なぜ組合員より賃金が低くていいかという議論は当然これから出でます。つまり非組合員の利益も念頭に置いた集団的労働法の視点も必要ではないかと考えています。

それからもう一つ、制度論を考える際に、いわゆる管理職組合が現れるよう、労働組合の自主性をどう考えるかということも重要です。これは既にいろいろ議論がなされておりますので割愛したいと思います。

四 職場全体の視点

次に具体的な解釈論に入りたいと思います。具体的に行政救済法理をどう考えていくかというと、まず最初に職場全体との観点を入れる必要があります。いくつかの解釈的な考え方を導入できると思います。まず第一は、使用者概念の拡大です。特に朝日放送事件の最高裁の判決のように、この考え方ほぼ確立しています。職場というのを個別の法人に限定しないというの既に確立しています。

二番目は組合活動概念を広く見直すということです。組合結成の準備行為とか援助行為をも組合活動とみなします。それから従業員代表的な活動や、組合活動を志向した場合も組合活動と考える。組合活動概念を、当該申立組合員の活動だけではなくて、例えば管理職がその組合に対する一種の援助をしたという場合に、それをも含めし三号で管理職の「組合活動」に一定の保護を与えるとか、組合活動概念を広く、つまり職場というものを前提とした組合活動概念が必要ではないかということです。

第三番目は、先ほど言いました労働条件決定システムとの関係です。特に併存組合間の差別事件をどう考えるかにつき、判例は変わりつつあります。一〇年前にメールオーダー事件と日産自動車事件の最高裁判決があつたのですが、二、三年前に高知県観光事件の判例が出ました。高知県観光をどう読むかというと、非常に難しい事件なのですが、以前の最高裁判決とニュアンスの異なった判例を示しております。そういう意味では、併存組合間の中立

保持義務という判例法理自体がいま大きな変動期にあるというのが現状です。

不当労働行為制度上、併存組合状態をどう見るかという問題や、そこにおける団交権をどう考えるかということについては、「組合併存下における労働条件決定過程と団交権保障」（法律時報六八巻七、八号）で検討しました。併存組合状態は大きく言つて二種類あり、そのパターンに応じて不当労働行為の法理論が違うのではないかと考えています。例えばA組合が六割組織してB組合が四割組織しているという場合の併存組合状態については、メールオーダー的な議論でもいいと思うのです。ところが、最近の併存組合というのは一〇〇対一とか、ひどい場合は一、〇〇〇対三とかとなると、形は併存組合ですが三の組合をどのように位置づけるか問題になります。企業内の組合組織でもそうですし、合同労組になると、ますますそういうことになります。

少數組合であつても団結権とか団交権とかはあります、実際の労働条件決定過程との観点からすると、こういう非常に小さい組合との団交については多數組合の差別が許されると思います。ただ差別の仕方というのが問題になりますが。特に労働条件決定過程において多數組合を団交で優遇するといふのは、正面から認めるべきだと考えます。ただ無視するとか団交拒否するといふのは許されませんが。他方、組合間における労働条件の平等取扱いという要請は逆に強くなるともいえます。つまり、労働条件決定過程とか職場全体の観点で考えるということになりますと、少數組合の存在意義というのは、労働条件決定というよりは、むしろ個別労働者の苦情処理にあります。それを不当労働行為法上どう捉えるかというのは、今までのような捉え方は不十分ではないかと考えております。結局、団結「権」という点では平等と言えても、団交「権」は平等ではあり得ないのではないかと考えております。

四番目は、労働委員会手続きで職場全体の観点をどう導入するかということです。まず、申立適格を広く認めるべきだと思います。それから手続きにおいても、いわば別組合の意見を職権的に聞けるとか、いろんな工夫ができます。

るということです。特に併存組合の場合は、別組合の意見は重要ですから。

五番目は、救済命令の見直しです。これは特にポストノーティスが重要な位置を占めます。この点は「ポストノーティスの法理論」（中央労働時報八二一、八二三号）で検討しました。

ポストノーティスの問題というのは大きいくらいで二つあると思います。一つは、陳謝的な問題で良心の自由を侵害するかが争われます。このような陳謝は今後ほとんど命じられないでしょう。それでは、今までとおりのポストノーティスがいいかというと、職場全体という観点からすると、不当労働行為の被害者の救済の点で問題と思われます。被害者という言葉はあまりよくないのですが、どうも被害者というのが日常用語にぴったりですね。被害者というのは、申立組合だけではないのです。クビを切られなかつた人も被害者で、不当労働行為というのは、特に解雇がその典型ですが、いわば見せしめ的な機能がある。

むしろ非組合員に対するインパクトのほうが強いのではないかと思います。普通の人はクビを切られるまで組合活動をしたいとは思いませんから。やはり普通の人を守るのが法律の基礎だと思います。そういう意味では、不当労働行為の被害者というのは、やはり職場全体の観点から把握すべきです。そうするとポストノーティスの名宛人は組合よりは従業員ですね。陳謝する必要はありませんが、会社はこういうことをやつたけれど、今後しませんからということを表明させるというのは是非必要です。個々の従業員に会社の意思をどうやってちゃんと伝えるか、という観点からポストノーティス命令を再構成する必要があります。そういう意味では、職場全体という観点がどうしても必要になると考えています。

五 企業秩序のとらえ方

次に、企業秩序をどう捉えるかということです。これは最高裁が、最初は国鉄札幌駅事件のビル張り事件で施設管理権につき、一種の万能論と言つてもいいような判断を示しました。それからリボン闘争との関係では、大成觀

光事件で最高裁は不当という判断をしました。「なぜ就業時間中の組合活動が正当でないか」という問い合わせに対しては、「就業時間中の組合活動だから」いうような、最高裁でなければ絶対に許されないと示しています。全体として組合活動について、特に企業内組合活動によつて使用者の利益を一定程度侵害するようなパターンは正当性がないとされています。しかし、そういう企業秩序観、もしくは労働組合観自体が、もう実態に合わないのでないかと考えております。これは多くの論者がすでに指摘している点です。そういう意味では、企業秩序の捉え方自体を見直す必要があると考えております。

具体的に考えますと、第一は従業員たる地位とか権利の見直しが必要だとということです。従業員は外部の第三者とは全く違いますから、職場で仕事をし、一定の生活をしています。さらに、場合によれば企業外非行まで処分の対象になります。会社は企業外の私的行為までいろいろ口を出していますが、突然組合活動になると「お前は外部の第三者だ」というのは、いかにも公平ではないと思います。そこで労働している人は、企業施設利用につき一定の権利があるというのはちょっと言い過ぎですが、利用する自由というか、少なくとも不当労働行為法上、一定の利用する利益を認めるべきではないかと考えております。

最高裁は、「利用の必要性が大きいが故に権利は出てこない」と言つたのですが、私は、権利のレベルではそのとおりだと思うのです。しかし、利用の必要性が大きいという事実は、不当労働行為法理論上は、当然、検討に値します。必要があるから権利が出てくるかという問い合わせをしてると権利は出でこないのです。しかし、必要がある場合に一定の行為をして、それに対しても使用者が、例えば処分したりする場合には、なぜピラを貼つたかとか、施設を利用したかという判断をする際に必要性の大きさというのは、かなり重要なファクターになります。ですから、必要性が大きいことを重視するのは当然だと考えております。企業施設利用との関係における従業員の利用する利益とか、組合の利益というものは、そう考えるべきだというのが第一点です。

二番目は、労働組合観をどう考えるかということです。どういうわけか不当労働行為制度というのは一九四五年、戦後すぐの労働組合イメージを今でも残している。管理職組合問題は、まさに、五〇年前の論理で今の議論をしているという論点です。労働組合像が大幅に変更したとのを会社は知っているわけです。しかし、不当労働行為の議論になると突然五〇年前の憎しみみたいなのが出てくる。もう対立的な労働組合観で物を見るのはやめる時期ではないでしょうか。私は組合に一定のサポートをするということは当然許されると思います。一定のサポートをしながら労務管理をしていくというのが現在の労務管理のあり方ですから。ソ連だって解体したのですから、クラシックな労働組合観をいつまでも持つてもしようがないと考えております。

それで組合につき新しい位置付けみたいなのが必要になります。まず労働組合というのは、労使間のコミュニケーションにつき非常に重要な役割を果たしています。もう一つ重要なのは、労働組合というのは職場全体の労働条件の決定で大きな役割を果たしています。特に協約が締結されると、就業規約も大抵変わってきます。企業の立場から言えば相手にしているのは組合ですが、組合だけを相手にしたら労働条件の決定はできません。職場全体と従業員全体を念頭に置かなければ労働条件の決定はできません。そういう意味では、労働者代表者の機能を組合は常に果たしているという点を考える必要があります。

さらに、これからは公平、公正な待遇との関係で組合の役割が重要視されると思います。そういう意味では、やはり労働組合観を変える必要がある。これが大きな第二点です。

三番目は、就業規則はどう考えるかということです。不当労働行為事件でもそうですし、特に取消訴訟になりますと、ある組合活動の正当性は就業規則に違反したかどうかで判断されがちです。就業規則違反ということになると正当でないとされます。しかし、不当労働行為制度というのは、パブリックポリシーに他なりません。それに対して、企業は就業規則の内容を一方的に設定しています。会社の許した範囲でしか組合活動ができないというのは、

パブリックポリシーの視点からすると非常におかしいわけです。

不当労働行為の成否を判断する場合に、就業規則違反かどうかを、中心に議論するという発想は、もうやめたほうがいいと思います。むしろ公平な職場秩序という観点から議論したほうがいいと思うのです。就業規則違反から判断するというのは、さつき言った民事裁判の悪しき影響です。

就業規則に関し、今まで秋北バス事件等の不利益変更事件はたくさんあるわけですが、全部、労働契約論との関係で形成された議論なのです。就業規則の内容が、合理性がない限りは拘束力がないとか、不利益変更に合理性が必要だという最高裁の判決がありますが、これは全部、契約論との関係です。したがって、不当労働行為のルールとの関係で就業規則をどう位置付けるかというのは、全く議論されていないのです。にもかかわらず、就業規則違反という形で問を立てていますが、その問の立て方自体が間違っているという印象を強く持っています。

ついでにいえば、私は組合活動とか争議行為をどう区別するのかという問題もよく分からぬのです。組合活動という範疇や争議行為の範疇自体の捉え直しが必要ではないかと考えます。例えばリボン闘争やピラ張りというのは、組合活動と争議行為のちょうど中間領域なわけです。そういう場合に、組合活動と争議行為のちょうど中間領域なわけです。そういう場合に、ないような議論をしていますけれども。組合活動と争議行為という二つの範疇で物を考えるということ自分が、もう実態に合わなくなつてきている。違った判断基準が必要となつてきているということです。

集団的労働法は実態と法理が非常に乖離して、眞面目に研究すればするほど空しくなることがあります。もう少し現実的、かつ、普通の人分かること、普通の人にとって意味があるような法理論とか議論が必要ではないかと考えております。

五 不利益取扱いの判断視角

次に不利益取扱いの問題についてお話をします。労働委員会の命令が取り

消された裁判例はたくさんあります。圧倒的多くの理由づけは、処分に正当な理由があるからということだけなのです。つまり、全く民事的な発想で取り消しています。処分に正当な理由があるということになりますと、当然処分できるのだから、不当労働行為は成立しないと構成します。ある意味では非常に分かりやすい理論です。多少、反組合的意思というのが認定されても、処分の正当性には絶対にかないません。そういう側面があつてもトータルに考えると不当労働行為は成立しない。最高裁の不当労働行為の基準ははつきりしており、処分の正当性を問題にしています。これは全く民事裁判と同じような取扱いを取消し訴訟においても適用していることです。不当労働行為の成否を初めから民事裁判で争つた場合は、いま言つたように取り扱っています。

それでは、どう考えていくべきかということです。労働委員会実務は決定的動機説だといわれていますが、実際に決定的動機説を使つていているかどうかはよく分からぬのです。

ただ一般的には決定的動機説だと言われていますから、それを前提に考えますと、まず決定的動機説というのは、いろんな問題があつて私は反対なのです。その理由の一つは、不当労働行為意思が強ければなぜ不当労働行為になるかの問題です。つまり、意思が強ければ、処分理由が同じだとして、不当労働行為になつて、意思が弱ければ不当労働行為にならない。その理論的な根拠はなぜかというと、これははつきりしません。理論的根拠がはつきりしてないから決定的動機説というのかもしれません。それに不当労働行為意思の強さをどう判断するかということです。正直言いますと、不用意な使用者の場合はいろんな発言をしますから強いと想定できます。ですから、決定的動機説で救済できるのは、不用意な使用者の場合です。

二番目は、決定的動機説をとつたとしても、処分理由があるということになりますと、それより強い不当労働行為意思があつたかという問い合わせは可能ですが、実際に不当労働行為意思が勝つというのはほとんどありません。結局、処分理由の正当性の問題に帰着しやすい。そういう意味では、決定的

動機説の弱さというのを最高裁はよく知っていたのではないかと感じております。

それではどう考えていくかですが、まず前提的な問題は一つあります。一つは、不利益取扱いというのは、あくまでも事実としての不利益取扱いだということです。契約理論、民事理論から自由になるということです。契約上、権利が有るかどうかというのは、関連が無いわけではありませんがそれほど重要ではない。実際上どういう取扱いをされているかということに注目します。

例えば、六〇歳定年後の再雇用につき、契約上、再雇用される権利はないのははつきりしています。しかし、実際上、多くの人は再雇用されて、組合員は再雇用されないという場合に、再雇用される権利があるかという形で問い合わせ立てるというのはナンセンスです。ここで問題にしているのは契約上の権利の有無ではなくて、事実としての差別ですから。

その二は、反組合的有意思に関連します。反組合的意思というのは、さつき言つた決定的動機説との関連で意味を持つていました。もつとうと、反組合的との発想は昭和二〇年の旧労組法上、いわば課罰主義の悪しき表れではないかと考えます。私は、不当労働行為というのはルール違反ですから、意思もいらないというふうに考えていました。ただ、差別の問題でありますから組合員であることを知つていて必要がある、もしくは知るべきだったという必要はあると思います。

そういう意味では、反組合的有意思というのは、組合員たることを認識していかどうかということで十分です。組合嫌惡の情が必要だという議論がありますが、こんなのは全く必要はないわけです。嫌いでもいいから、そこそこ労使関係をうまくやるのが重要なわけです。嫌惡の情を持ちながらうまくやるというのが大人の社会だと思っています。

決定的動機説をあまり重視しますと、結局、組合としてはそこばかりを立証してしまうということになります。使用者がいかに組合を嫌惡していたかということを、いろいろ立証しても、あまり意味がないと思うのです。反組

合的意思とか嫌惡という基準自体を出すと、さつき言つたルール構成との関係で問題ですし、それから将来の労使関係にもプラスにならない。さらに、審問が不要に長引きます。

それでは不当労働行為の成否をどう判断するかと言いますと、私は、基本的には三つの観点から可能であると考えます。一つは、使用者が組合員たること、もしくは、組合活動をしていたことを知つていることが必要です。かつ、不利益取扱いに相当な理由がなければ不当労働行為になります。これは今の判例でもそうなっています。これは第一類型です。言葉はあまりよくなないので、濫用類型ともいいます。濫用というのは民事的な発想でよくないのですが、なかなかいい言葉がないものですから。

二番目は差別類型といいます。これは処分にそれなりの理由がある、しかし差別的だという場合です。つまり、非組合員もしくは別組合員だったら、それほど重い処分はされていないというケースです。最高裁は、この二番目の発想はあまりしらないです。処分の正当性を中心を考えますから。しかし、不当労働行為の成否というのは、むしろ差別的か否かというのが中心です。非組合員については、非常にルーズに取り扱つていて。たとえば、一時間ぐらゐ無断離席しても文句は言わない。しかし、組合員については文句を言う。組合員に対して無断に一時間離席しても文句を言えないかというと、それは文句は言えるわけです。その時に、非組合員が一時間無断に離席している場合に「なぜ文句を言わないのでですか」と言ふと、「あいつらは、可愛いからな」なんて言いますから、「じゃあ、組合員はどうなんですか」と言ふと「いま一つな」と言う。これは不当労働行為になります。特に中小企業の場合、筋を通すというか、組合についてだけ筋を通すというのが結構あるのです。

この第二類型がかなり多いのですが、民事裁判になると第二類型ををうまく処理するようなフレームがないのです。民事的な発想では第二類型的事案は負けやすい。労働委員会が救済命令を出しても取消訴訟で負けやすいわけです。

三番目の類型は、支配介入的に捉えるということです。私は、組合活動につき使用者は一定の配慮をする必要があると思っております。例えば、組合委員長に対する配転命令とか、組合役員選挙中の配転命令などにつき一定の配慮をする必要があります。差別がなくとも、場合によれば支配介入になる。これは三号事件ですね。

ただ、こういう判断をすると一つ大きな問題があります。それは非組合員にも濫用的な取扱いをしているような場合です。第二類型でいうと非組合員も組合員も差別はないのです。しかし、第一類型でいくと組合員であるが、差別的ではありません。それは不当労働行為と思っているのですが、理論的によく考えますと難しい問題です。

もう一つの論点は、組合活動絡みの処分の場合です。組合活動に一定の問題があるので、正当な組合活動とは言えない。他方、処分も重過ぎるという事件が多いのです。この場合にいろんな理論構成で一号事件で処理してします。しかし、処分の程度が重いから組合活動が正当なのはおかしいという石川先生の適切な批判があつて、三号事件で考えるという議論があります。私は、それはそれでいいと思うのですが、もう一つ考えられるのは、先ほど不当労働行為の類型で最初に言いました組合員であることをもう少し使えないかということです。つまり、処分が重過ぎるという場合は、むしろ組合員であること的理由とする差別ではないかと考えました。つまり組合員でなければ、これぐらいでは重い処分はされないからです。ですから三号よりは一号のほうがいいのかなど考えたのです。

以上お話ししたかったことは、行政救済法理の独自性とは何かです。現在個別紛争処理につき労働委員会がどう対処するかということが大問題になっていますが、いま言ったような議論をまずしてから、新しい職域を拡大したほうがいいのではないでしょうか。労働委員会としては、もう少しやるべきことがあるのではないかと考えております。

(本稿は、平成九年一月三十一日開催の第四三六回労使関係研究会における講演の速記録を講師にお口をとおしていただいたものです。)

